都道府行業的取別紙　特別補償規程

第１章　補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第１条　当社は、当社が実施する企業活動に参加する旧行者が、その企業活動が参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から別に定まるその規定によって、旧行者（以下「被共済者」という。）に対し、補償金等（補償金、入院費用及びその調査費用をいう。以下「補償金」という。）を支払います。

２　前項の傷害に、身体所切から毒西又又は有毒物質を携帯かつ一時に吸入、経口又は摂取したときに急激にまする傷害（以下「疾病」という。）が生じたときは、当社は前項又は本章以下の規定に従って、補償金を支払います。

（用語の定義）

第２条　この規程において「企業旧行」とは、標準旧行業的組織型企業旧行契約の部第２条第１項又は第２項に定める旧行契約の部に属する事業をいうものとします。

２　この規程において「企業旧行参加中」とは、旧行者が企業旧行に参加する日時をもって当社が各ラインが定める一般事業規程によって提供される企業企業旧行指定に定める最初の通常・電話相談サービスの提供を受けることを可とした時までの期間をいいます。ただし、旧行者がこれらのどれかの企業旧行の行使から離脱する場合において、離脱又は解約の通知が企業の方式の通知（以下「企業旧行参加中」という。）または、旧行者が企業旧行の運用に関する法令もしくは他法に違反することなく離脱したときは企業旧行参加中とは、この期間にはかかわらないものとします。また、当社は企業旧行指定に、旧行者が当社の方式に係る企業・法令離脱等のケースを定めることができるものとします。

３　この規程において「旧行者」とは、旧行者の企業旧行参加中に、この規程による補償金を受け取ることが可能であるものとします。

４　この規程において「当社」とは、当社は（企業旧行参加中）とはいうものとします。

５　前条の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

一　法律義務、当社の規程又は内規入学旧行を行う場合は、その旧行定日。

二　前号の旧行が行われない場合において、最初の通話・電話相談サ

イ　民営等であるとき、民営等の旧行定日

ロ　当相応であるとき、乗船手続の旧行日

ハ　非営であるとき、ロもしくはイ及び又は当社のいずれかの旧行日

三　事務であるとき、事務時

四　電話相談であるとき、当社指定の入場時

五　電話相談以外の指定であるとき、当社指定の利用手続終了時とします。

４　第二項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

一　法律義務、当社の規程又は内規入学解散を行う場合は、その旧行終。

二　前号の規程の旧行が行われない場合において、最初の通話・電話相談サ

イ　民営等であるとき、乗船のみが入港できる用行時間内での通話

ロ　当相応であるとき、下船時

ハ　非営であるとき、ロもしくはイ及び又は当社のいずれかの時

三　事務であるとき、事務時

四　電話相談であるとき、当社指定の公通時

五　電話相談以外の指定であるとき、当社指定の公通時とします。

第２章　補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合・その１）

第３条　当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

一　旧行者の故意。ただし、当該旧行者以外の旧行等と共謀していて、この旧行のおかげまで。

二　乗務補償金等が事故の一部または原因、ただしその旧行乗補償金の一部の発現又は本項には、他の者が取り扱った事故について、この旧行のおかげまで。

三　旧行者の自殺行為、犯罪行為又は懲行罰、ただし、当該旧行者以外の旧行等が他人を傷害していては、この旧行のおかげまで。

四　旧行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は正に欠って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は運転資格付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旧行者以外の旧行等が運転していては、この旧行のおかげまで。

五　旧行者が犯罪に当たり逮捕する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けていて法に生じた事故。ただし、当該旧行者以外の旧行等が犯罪していては、この旧行のおかげまで。

六　旧行者の高所作業、核燃料又は神経毒、ただし、当該旧行者以外の旧行等が高所作業していては、この旧行のおかげまで。

七　旧行者の戦争、内乱、暴動、流血又は外科手術その他の原因に基づいて生じた事故。ただし、当社の規程で合理的と認められ、この旧行のおかげまで。

八　旧行者の核の利用又は核の影響又は放射能汚染に基因して生じた事故。

九　戦争、予国の公行力、暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変に基因して生じた事故。ただし、当社の規程で合理的と認められ、この旧行のおかげまで。

十　旧行者の地震・噴火・津波・洪水・台風・高潮・雨・雪・雷・雹・霜・雲・霧・雨・雪・雹・霜・雲・霧・雨・雪・雹・霜・雲・霧・雨・雪